

放課後児童クラブの紹介

1. 放課後児童クラブとは

保護者等が就労やその他の事情により昼間家庭にいない小学校に就学する児童を対象に、遊びと生活の場を提供して、児童の心身の健全な育成を図ることを目的に、市内 17 小学校区で放課後児童クラブを開室しています。

2. 入会基準

市内の小学校に通学する児童が対象です。保護者や 60 歳未満の同居祖父母が次のいずれかの状態にあり、昼間児童を保育できない場合に入会することができます。

- ・就労…家庭内外で就労している場合(日常の家事を除く。)
- ・出産…妊娠中または産後間がない場合(産前 2 か月の属する月始めから産後 4 か月の属する月末までの期間)
- ・病気…疾病または負傷した場合もしくは心身に障害がある場合
- ・介護…親族を常時看護または介護している場合
- ・災害…震災・風水害・火災その他の災害の復旧にあたっている場合
- ・その他上記に類する状態である場合(就学等)

(注意)

- ・求職中の方は就労先が決まってからのお申込みになります。詳細は生涯学習課までお問い合わせください。
- ・「社会生活を身につけさせるため」「子どもに手がかかるから」「友達が行っているから」といった理由では入会できません。
- ・当施設は、児童を一時的にお預かりする施設であり、介護・養護等の施設ではありませんので、ご理解およびご了承ください。
- ・申請時に放課後児童クラブ負担金に未納がある場合は(兄弟姉妹含む。)原則集会できません。

3. 開室日時

- ・平日(学校の課業日)

学校の放課後から午後 6 時 30 分まで

- ・土曜日、学校の振替休業日、長期休業(学年始・夏・冬・学年末)

午前 7 時 45 分から午後 6 時 30 分まで

(注意)お迎えは時間厳守でお願いします。

4. 休業日

- ・日曜日、祝日および年末年始(12月29日～1月3日)
- ・災害・感染症等による学校の臨時休業日
- ・午前7時の時点で暴風を含む警報または特別警報が発表されている場合
- ・その他休業を必要とする日

(注意)非常変災時等における非常措置として、急遽閉室となる場合があります。

5. 開室場所

原則として通学する小学校の放課後児童クラブを利用させていただきます。

名称	住所	電話番号
城東小学校放課後児童クラブ	彦根市京町二丁目2-19	090-8167-5488
城西小学校放課後児童クラブ	彦根市本町三丁目3-22	090-8167-5517
城南小学校放課後児童クラブ	彦根市西今町383	0749-22-1027
平田小学校放課後児童クラブ	彦根市平田町267	090-8167-5584
城北小学校放課後児童クラブ	彦根市松原町3751-3	0749-22-8078
佐和山小学校放課後児童クラブ	彦根市安清町11-32	090-8167-5620
旭森小学校放課後児童クラブ	彦根市東沼波町455	0749-27-3954
城陽小学校放課後児童クラブ	彦根市甘呂町430	090-8167-5569
若葉小学校放課後児童クラブ	彦根市蓮台寺町180	080-1443-5834
金城小学校放課後児童クラブ	彦根市大藪町391	0749-22-1037
鳥居本小学校放課後児童クラブ	彦根市鳥居本町1550-1	090-8167-5637
河瀬小学校放課後児童クラブ	彦根市極楽寺町118	090-8167-5602
亀山小学校放課後児童クラブ	彦根市賀田山町8	0749-28-3905
高宮小学校放課後児童クラブ	彦根市高宮町2447	0749-22-2033
稲枝東小学校放課後児童クラブ	彦根市稲部町308	0749-43-5425
稲枝西小学校放課後児童クラブ	彦根市本庄町3583	090-3848-9755
稲枝北小学校放課後児童クラブ	彦根市下岡部町597	090-5886-3960

6. 負担金

(1) 負担金について

令和6年度から一部負担金が改定となりますので、ご注意ください。

期間	令和6年度
通常月(8月を除く)	月額 8,000円
夏休み(通年利用児童8月)	13,000円
学年始春休み、冬休み、学年末春休み	各 3,000円
土曜日(土曜日のみ利用はできません。)	月額 2,000円

(注意)

・負担金はすべて児童一人あたりの金額です。

・月初めや利用期間開始日以降に在籍されている場合、利用の有無にかかわらず月額および期間での負担金が必要です。利用日数に応じた割引はありません。途中入会または途中退会した場合なども、月額および期間での負担金が必要となります。

・通常月または夏休みに土曜日を利用する場合は、別途で月額2,000円が必要です。土曜日申込をしている場合、利用日数に関係なく土曜日利用料が発生します。

・通年利用児童の場合、学年始、冬休み、学年末の負担金は月額に含まれますので、別途3,000円は必要ありません。

・上記負担金の他に、各放課後児童クラブにおいて学級費として、おやつや教材の購入のため実費費用を毎月集金しています。

(2) 負担金の減免について

きょうだいで利用、ひとり親家庭・生活保護受給の場合につきましては、下記のとおり減免となる制度があります。減免を希望される場合は、別途申請と添付書類の提出が必要です。

減免理由	減免率	必要書類
きょうだいで利用する場合 (2人目以降の児童)	2分の1 に減額	なし (注意)きょうだい減免の適応は同じ期間利用される場合に限りません。(例えば、兄が長期休暇限定利用、妹が通年利用の場合は減免になりません。)
ひとり親家庭	2分の1 に減額	児童扶養手当証書の写し、もしくは福祉医療費受給券(母子・父子家庭対象のもの)の父または母の写し (注意)上記記載の書類以外では減免申請ができませんのでご注意ください。
生活保護受給の場合	全額	生活保護受給者証明書
災害等のために生活に困窮している世帯	2分の1 に減額	罹災証明書

ひとり親減免対象の方できょうだい利用される場合は、2人目以降の負担金が4分の1に減額になります。

(注意)

・減免申請の内容に変更がある場合は、速やかに生涯学習課までご連絡ください。

・減免対象でなくなった後に申し出ずに減免を受けていた場合、さかのぼって負担金が必要となります。

(3) 保険加入について

彦根市放課後児童クラブでは入会児童の安全確保に努めていますが、万一の事故やけがに備えて、入会時に「スポーツ安全保険(A1区分)」に加入しています。掛金(1人あたり年間800円相当)につきましては保護者負担となり、入会後に各放課後児童クラブで徴収いたします。詳細につきましては、ご利用の放課後児童クラブにお問い合わせください。

7. 土曜利用について

土曜日も保育を必要とする場合は、月単位でお申込みが可能です。ただし、土曜日のみのお申込みはできません。土曜日利用をご希望の方は、「土曜日利用申込書」を各放課後児童クラブにご提出ください。また、土曜日申込後、翌月から利用されない場合は、最終土曜日利用月の末日までに、「土曜日利用停止届」をご提出ください。

(持ち物)詳細につきましては、各放課後児童クラブへお問い合わせください。

- ・おやつ:各自で持参してください。(実施クラブのみ)
- ・昼食(弁当以外も可):午後も利用される場合は持参してください。
- ・水筒:各自で用意してください。
- ・学習用具:学習時間を設けますので、ドリル等を持たせてください。

(注意)

- ・月初めに土曜日利用を申込されている場合、利用日数にかかわらず月額での土曜日利用負担金が必要となります。
- ・土曜日利用を申込されていて、都合でお休みされる場合は、各放課後児童クラブの支援員等にお知らせください。
- ・土曜日の利用児童がいない場合や児童がいない時間帯は閉室します。土曜日の開室については各放課後児童クラブにお電話等でご確認ください。

8. 登室・帰宅方法について

保護者の送迎が原則です。安全上、お子さまだけの登室、帰宅は認めておりません。なお、クラブの閉室時間は午後6時30分となっておりますので、本市ファミリー・サポート・センター事業等をご活用いただくなどし、時間を厳守してください。また、一度退室した場合、再登室は認められません。

9. 入会手続き

令和7年度入会申込受付期間は令和6年10月1日(火曜日)から令和6年10月31日(木曜日)までです。募集期間中は原則、電子申請での申込となります。電子申請で申込後、添付書類を入会希望の放課後児童クラブへ提出してください。

途中入会等で入会申込受付期間外にお申込みされる方は、下記の必要書類を、放課後児童クラブまたは生涯学習課へ提出してください。なお、**一斉受付期間外に入会を希望される場合は、審査に2週間ほど時間を要するため、申込直後の入会はできかねますので、ご了承ください。**

申込書等の必要書類は、各小学校放課後児童クラブまたは生涯学習課(彦根市役所本庁舎3階)にて配布いたします。市のホームページから、ダウンロードすることもできます。

(注意)

・入会希望者が多数の場合は、低学年を優先とし、所定の審査基準にて選考します。受付期間内の申込を優先し、各クラブの申込状況により待機となる場合があります。

・**申請に虚偽があった場合や、放課後児童クラブ負担金に未納がある場合は入会できません。**

・夏休み期間のみの入会については、期限前に別途募集を行う予定です。

必要書類

(1)入会申込書(児童1人につき1枚)

必要事項をご記入ください。記入漏れのないようご注意願います。

土曜日も保育を必要とする場合は土曜日利用申込書をご提出ください。

(2)昼間保育ができないことを証明する書類

保護者および60歳未満の同居の祖父母分が必要です。

状態	必要書類
就労している場合	就労証明書(指定用紙) 入会希望時点状況を記入してください。 放課後児童クラブの申込と同時に、彦根市保育所等の利用申込をする場合は、保育所等利用申込で提出する就労証明書の写しを提出することが可能です。
妊娠中または産後間がない場合(産前2か月の属する月初めから産後4か月の属する月末までの期間のみ利用可能です。)	母子手帳の写し (表紙および分娩(予定)日のページをコピーしてください。)
疾病または負傷した場合。もしくは心身に障害がある場合	診断書(治療期間を明記したもの)、身体障害者手帳または療育手帳の写しなど
親族を常時介護または看護している場合	介護者または看護を必要とされる方の診断書、身体障害者手帳または療育手帳の写し
その他上記に類する状態である場合(就学等)	在学証明書等(不明点等ございましたら生涯学習課までお問い合わせください。)

(注意)入会後に、上記の保育欠ける状態に該当しなくなった場合は、退会していただきます。

(3)土曜日利用申込書(土曜日も保育を必要とする方のみ)

(4)減免申請書(負担金の減免を希望される方のみ)

減免理由に応じて必要書類を添付して提出してください。添付書類については3ページ記載の**負担金(2)負担金の減免について**をご確認ください。

(注意)

・就労証明書など必要書類がない場合は受付ができません。就労証明書の取得に時間を要する場合がありますので、余裕をもってお取り寄せください。

・電子申請でお申込みされた方については、再度の申込書・申請書の提出は必要ありません。昼間保育ができないことを証明する書類、減免申請に必要な添付書類のみご提出ください。

10. 留意事項

・放課後児童クラブを運営するにあたり、支障を及ぼす場合や負担金を滞納された場合は、やむを得ず入会登録抹消(退会)の措置をとらせていただくこととなりますのでご了承ください。

・ご不明な点がございましたら生涯学習課または各放課後児童クラブへお問い合わせください。

問い合わせ先

彦根市教育委員会事務局 生涯学習課 子ども支援係 (彦根市役所 3階) TEL : 0749-24-7974